



---

# 令和5年度フロン排出抑制法に関する説明会

---

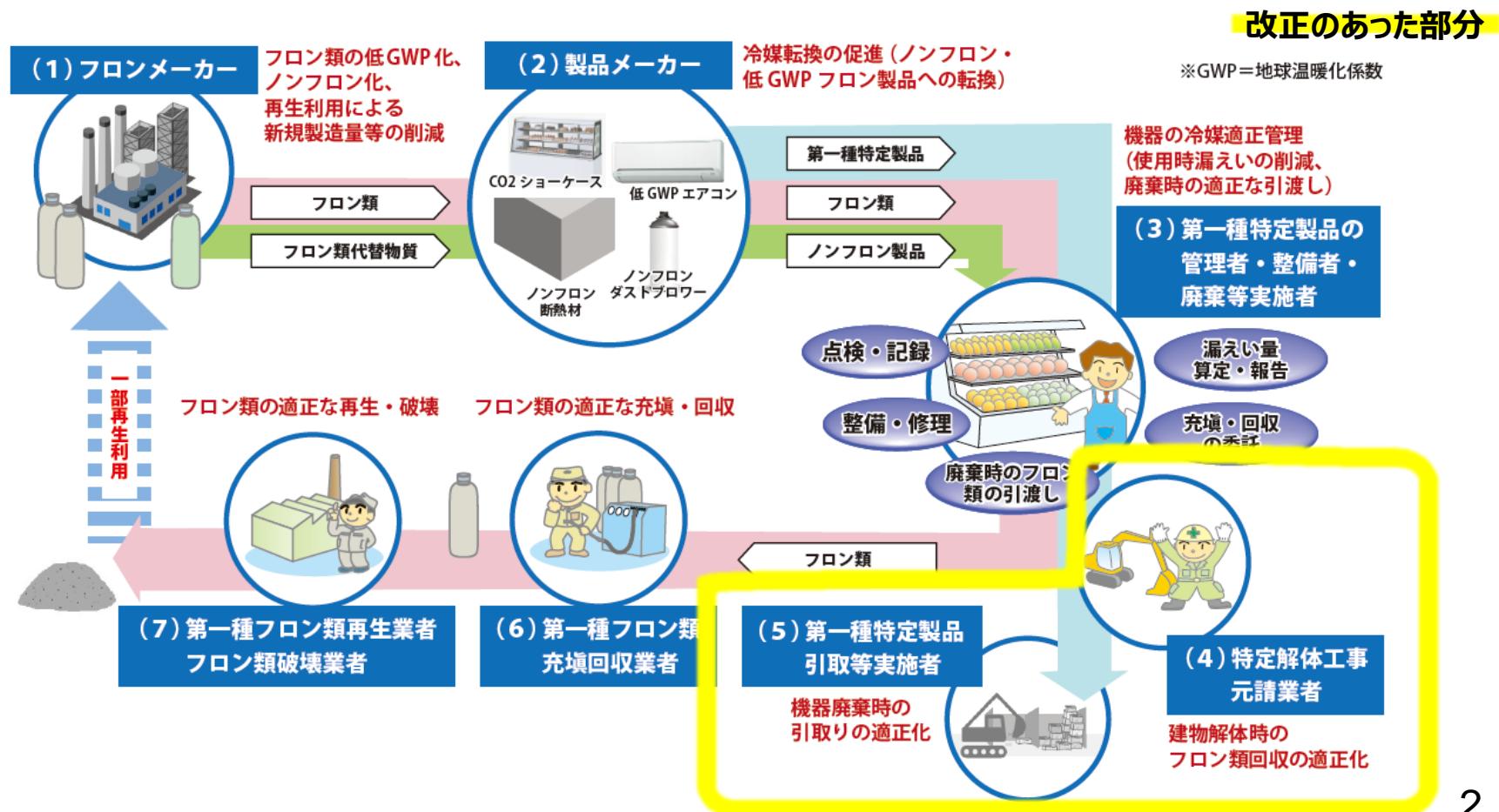
フロン排出抑制法の概要  
～建物解体業者、廃棄物・リサイクル業者～

2023年11月6日/15日/17日  
環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室

1. フロンを取り巻く動向
2. 日本におけるフロン対策
- 3. 建設・解体業者の責務**
4. 廃棄物・リサイクル業者の責務
5. まとめ

# フロン排出抑制法の概要

- 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（略称：フロン排出抑制法）」では、業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）を対象とし、フロン類の製造から使用、廃棄に至るライフサイクル全体の包括的な対策を講じることとしており、関係者それぞれに対策を求めるものとなっている。



# フロン排出抑制法の概要

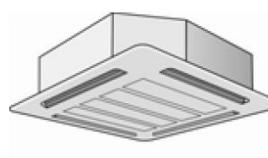
- 「特定解体工事元請業者」とは、建物等の解体工事を、発注しようとする第一種特定製品の管理者（発注者）から直接解体工事を請け負う建設・解体業者を指す。
- 「第一種特定製品引取等実施者」とは、第一種特定製品の廃棄等に際して、その第一種特定製品の引取り等を行おうとする者を指す。



# 参考 「第一種特定製品」とは

- 「第一種特定製品」とは、**業務用の空調機器**（エアコンディショナー）及び**冷凍冷蔵機器**であって、**冷媒としてフロン類が使われているもの**を指す（第二種特定製品を除く。）。フロン類を回収した後も第一種特定製品として取り扱う必要がある。
- 「業務用」とは、**製造メーカーが業務用として製造・輸入している機器**を指す。  
事業活動で使用していても、製造メーカーが家庭用として販売している場合があるため、事前に製造メーカーにお問い合わせいただきたい。

**業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）**



業務用空調機器



冷凍冷蔵ショーケース



定置型冷凍冷蔵ユニット



ター式冷凍機

**機器に貼つてあるステッカーで確認**

**フロン排出抑制法 第一種特定製品**

・フロンガスをみだりに大気中に放出することは禁じられています。

・この製品を営業・整備する場合には、フロンガスの回収が必要です。

・フロンガスの種類及び量は、下記に記載。

冷媒	HFC R134a 130g
製品質量	50kg
設置	屋内用



フロン使用機器

等

※以下の製品は第一種特定製品には**含まれない**。

## 第二種特定製品



## 家庭用製品



## 冷媒がフロン類でない製品



# 参考 第一種特定製品の例①

- 第一種特定製品の設置が想定される場所別の機器種類の例は下表のとおり。
- 下表以外にも、**冷媒としてフロン類が使われている業務用の冷凍空調機器**であれば**第一種特定製品に該当**。

設置場所		機器種類の例
スーパー、百貨店、コンビニエンスストア	全 体	パッケージエアコン(ビル用マルチエアコン) ターボ冷凍機、スクリュー冷凍機 チラー、自動販売機 冷水機(プレッシャー型)、製氷機
	食品売り場	ショーケース 酒類・飲料用ショーケース 業務用冷凍冷蔵庫
	バックヤード	プレハブ冷蔵庫(冷凍冷蔵ユニット)
	生花売り場	フラワーショーケース
公共施設	オフィスビル	パッケージエアコン(ビル用マルチエアコン)
	各種ホール	ターボ冷凍機、スクリュー冷凍機 チラー、自動販売機
	役所	冷水機(プレッシャー型)、製氷機、給茶機
レストラン、飲食店、各種小売店	魚屋、肉屋、果物屋、食料品、薬局、花屋	店舗用パッケージエアコン 自動販売機 業務用冷凍冷蔵庫 酒類・飲料用ショーケース すしネタケース 活魚水槽 製氷機、卓上型冷水機 アイスクリーマー ビールサーバー

出典：充填回収業者・引渡受託者・解体工事元請業者・引取等実施者に関する運用の手引き（第3版）

## 参考 第一種特定製品の例②

- 第一種特定製品の設置が想定される場所別の機器種類の例は下表のとおり。
- 下表以外にも、**冷媒としてフロン類が使われている業務用の冷凍空調機器**であれば**第一種特定製品に該当**。

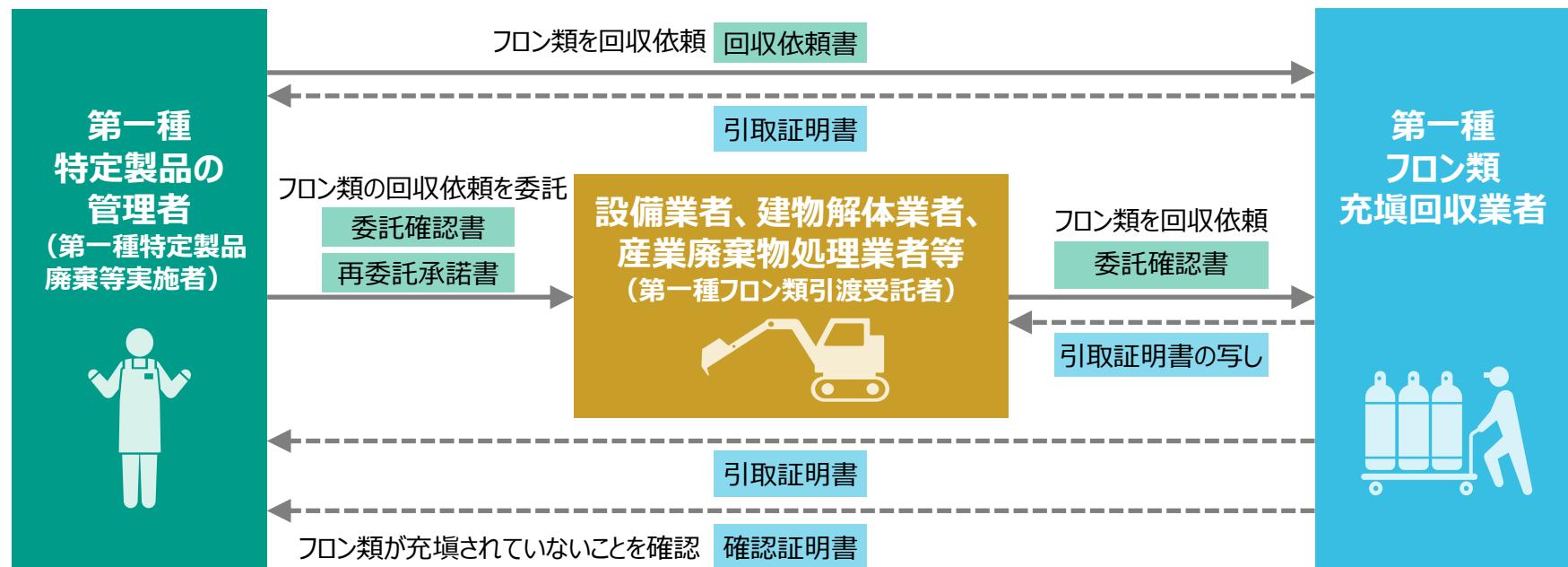
設置場所		機器種類の例
工場、倉庫等	工場、倉庫	機器種類の例 設備用パッケージエアコン ターボ冷凍機、スクリュー冷凍機 チラー、スポットクーラー クリーンルーム用パッケージエアコン 業務用除湿機 研究用特殊機器(恒温恒湿器、冷熱衝撃装置など) ビニールハウス(ハウス用空調機(GHPを含む))
学校等	学校、病院	機器種類の例 パッケージエアコン(GHP含む) チラー 業務用冷凍冷蔵庫 自動販売機 冷水機 製氷機 病院用特殊機器(検査器、血液保存庫など)
運輸機械	鉄道	機器種類の例 鉄道車両用空調機 地下鉄車両用空調機 地下鉄構内(空調機器(ターボ冷凍機など))
	船舶	機器種類の例 船舶用エアコン、鮮魚冷凍庫(スクリュー冷凍機など)
	航空機	機器種類の例 航空機用空調機
	自動車	機器種類の例 冷凍車の貨物室、大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引車

# 機器廃棄時のフロン類引渡し義務、行程管理制度



- 第一種特定製品の廃棄又はリサイクル目的の譲渡を行おうとする管理者は、フロン類を第一種フロン類充填回収業者に引き渡す（回収してもらう）か、フロン類の引渡しを設備業者、建物解体業者等に委託する必要がある。なお、第一種特定製品にフロン類が残存しておらず、フロン類を引き渡すことができない場合は第一種フロン類充填回収業者による確認を受ける必要がある。
- フロン類の管理のため、フロン類の引渡し方法に応じ、行程管理票（回収依頼書、委託確認書、再委託承諾書、引取証明書、確認証明書）の受取、交付、保存を行う必要がある。（行程管理制度）

## 機器廃棄時等のフロン類の回収



## 参考 行程管理票の例



- 書面については、施行規則に定められた事項が含まれていれば、様式は問わない。なお、法令で定める事項を満たした書面の様式は、例えば一般財団法人日本冷媒・環境保全機構が発行するものがあるので参考にされたい。

該当する時、レ点 代表者又は担当部署の担当者	<input checked="" type="checkbox"/> 接続用器具 <input checked="" type="checkbox"/> 機器設置・修理		[例] 延滞してプロン類が残存していた場合、廃成すことを] 機器の接続・修理時に使用する場合は、左記にレ点を記入		在京番号 交付の年月日 2019年10月1日	△△-1111-1111 △△-1111-1112	在京番号は任意項目 委託運送を交付する日 廃業する機器の所有者等の名前等及び往來引取りを依頼するプロン類が充填されている機器がある建物名及びその場所																																									
エアコンディショナーへの冷媒管 冷媒管及び冷凍機器等を接続する機器			廃業する機器の所有者等 （第一種・第二種製品） 機器の接続・修理時に使用する場合は、左記にレ点を記入		T215-2212 ○○青空市白雲町3-4-5 担当者 青空 〇〇郎 田中 青木 〇男 FAX																																											
引渡し先にレ点			廃業する機器の所有者等 （第一種・第二種製品） 機器の接続・修理時に使用する場合は、左記にレ点を記入		T215-2345 ○○青空市市町1-1-1 担当者 青空 〇〇郎 10台 冷蔵庫及び冷凍庫 50台																																											
どちらかにレ点			廃業する機器の所有者等 （第一種・第二種製品） 機器の接続・修理時に使用する場合は、左記にレ点を記入		□プロン類の取り扱い方（右記欄に印入） □再生希望 □成膜希望																																											
代表者又は担当部署の担当者			次者の氏名又は名称 環境建設(株)		文付の年月日 2019年10月6日		0景を第一種プロン類充填回収業者に交付した日																																									
引渡し先にレ点			（第一種・第二種製品） 上記の住所 担当者		T215-1234 ○○清風渓市涼風2-1-1 田中 太郎 〇〇郎 FAX	△△-3440-0011 △△-3440-0033	プロン類をポンペイ充填回収業者へ交付した日																																									
第一種プロン類充填回収業者が持つ機器の廃業知識等を確認するに際しては、監査官の監査書（監査官の氏名及び監査員登録簿）又は監査員登録簿にて確認・認証できる			第一種 プロン類 充填回収業者		監査番号 567890 監査会社 ○○会 監査実施地 （株）冷蔵庫回収設備 上記の住所 担当者	文付の年月日 2019年10月12日 監査の年月日 2019年10月13日 監査回収業者 太郎 太郎 △△-1111-1192 △△-1111-2525	監査回収業者 監査の年月日 監査回収業者 太郎 △△-1111-1192 △△-1111-2525																																									
併用する第一種・第二種充填回収業者の名前等及び住所			下記のとおりプロン類を回収しました。		監査番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0		プロン類の回収の実績立ち合った若しでは提出された旨を監査回収業者へ交付する第種回収技術者																																									
代表者又は担当部署の担当者			<input checked="" type="checkbox"/> 第一種の機器 新規製品の接続  <input checked="" type="checkbox"/> エアコンディショナー 冷蔵庫及び冷凍機器  <input checked="" type="checkbox"/> 冷蔵庫  <input checked="" type="checkbox"/> フロン類が回収できなかった場合の台数及び原因  フロン類が回収できなかった場合の台数及び原因 1台 要因： 室外機コンデンサー漏食による穴あき		CFC HFC HCFC HFC 台 kg 10台 300kg 台 kg 10台 300kg 台 kg 台 kg 50台 60kg 50台 60kg 台 kg 10台 300kg 台 kg 50台 60kg 60kg 360kg 台 kg 10台 330kg 台 kg 65kg 60台 395kg （確認明書の時使用）	充填ゼロ成膜時の使用欄 エアコンディショナー 台 冷蔵庫及び冷凍機器 台 台	監査番号は任選項目 管理番号は任選項目 実際に回収した冷蔵庫及び機器の種類と台数 回収できなかった要因を割りきる記入																																									
処理方法について 1. いのいすれかに印し 引渡し先に及ぼす 影響等ごとに、及びそ の添付番号を記入			四回のプロン類の処理方法等																																													
引渡し先業者が複数いる場合は、FAXを二つ して使用			<table border="1"> <thead> <tr> <th>プロン類の引渡し先番号 (該当する場合は印記)</th> <th>CFC</th> <th>HFC</th> <th>HCFC</th> <th>HFC</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1：破壊業者 (2)</td> <td>1 2 ③ 4 5 台</td> <td>kg</td> <td>150 kg</td> <td>kg R</td> <td>22 A0001. A0002. A0003. A0004. A0005.</td> <td>12340000*</td> </tr> <tr> <td>2：再生業者 (1)</td> <td>2 3 ② ④ 5 台</td> <td>kg</td> <td>150 kg</td> <td>kg R</td> <td>22 A0004. A0005. A0006.</td> <td>1234001*</td> </tr> <tr> <td>3：自生業者</td> <td>1 2 ③ ⑤ 台</td> <td>kg</td> <td>kg</td> <td>kg R</td> <td>40404A A0007</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4：省令40条業者</td> <td>1 2 3 4 5 台</td> <td>kg</td> <td>kg</td> <td>kg R</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5：保管</td> <td>1 2 3 4 5 台</td> <td>kg</td> <td>kg</td> <td>kg R</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		プロン類の引渡し先番号 (該当する場合は印記)	CFC	HFC	HCFC	HFC	計	1：破壊業者 (2)	1 2 ③ 4 5 台	kg	150 kg	kg R	22 A0001. A0002. A0003. A0004. A0005.	12340000*	2：再生業者 (1)	2 3 ② ④ 5 台	kg	150 kg	kg R	22 A0004. A0005. A0006.	1234001*	3：自生業者	1 2 ③ ⑤ 台	kg	kg	kg R	40404A A0007		4：省令40条業者	1 2 3 4 5 台	kg	kg	kg R			5：保管	1 2 3 4 5 台	kg	kg	kg R					
プロン類の引渡し先番号 (該当する場合は印記)	CFC	HFC	HCFC	HFC	計																																											
1：破壊業者 (2)	1 2 ③ 4 5 台	kg	150 kg	kg R	22 A0001. A0002. A0003. A0004. A0005.	12340000*																																										
2：再生業者 (1)	2 3 ② ④ 5 台	kg	150 kg	kg R	22 A0004. A0005. A0006.	1234001*																																										
3：自生業者	1 2 ③ ⑤ 台	kg	kg	kg R	40404A A0007																																											
4：省令40条業者	1 2 3 4 5 台	kg	kg	kg R																																												
5：保管	1 2 3 4 5 台	kg	kg	kg R																																												
引渡し先業者が複数いる場合は、FAXを二つして使用			(H1) 上記の1：破壊業者 2：再生業者 を基にし、別紙「プロン類再生・状況監視」を使用する場合は、容器駆逐番号及びX番の患者番号を必ず記入する。 引渡し先業者 1：破壊業者 2：再生業者 (H1) 別紙「プロン類再生・状況監視」を使用する場合は、容器駆逐番号及びX番の患者番号を必ず記入する。 引渡し先業者 1：破壊業者 2：再生業者 (H1) 別紙「プロン類再生・状況監視」を使用する場合は、容器駆逐番号及びX番の患者番号を必ず記入する。																																													
プロン類の引渡し先業者 の許可または登録番号 を受けた都道府県等 及び登記・認定・登録等を 記入			<input checked="" type="checkbox"/> 引渡し先業者 登記番号 許可・登録番号 登記 FAX 03-xxxx-xxxx 03-xxxx-xxxx-2222		有記の内、並びに登記番号で四回 1：破壊業者 2：再生業者 (H1) 別紙「プロン類再生・状況監視」4 生冬40条業者 〒105-XXXX 東京都渋谷区123-45 店名又は名称 (株) プロン類破壊再生 自ら生れた業者 (H1) 别紙「プロン類再生・状況監視」 2019年10月16日 2019年10月20日	返却したプロン類を回収するに際しては、該当する機器の廃業登録を承認する旨を記入する。 引渡し先業者が複数いる場合は、そのうちの1箇場合は、その亮白の登記番号を記入する。																																										



様式はこちらから  
アクセスできます

- 建設・解体業者には、特定解体工事元請業者として、以下の対応が求められる。

## 改正点

### ①解体する建物において

**業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器の有無を事前確認し、  
その結果を書面で発注者に説明すること。  
また、その書面の写しを3年間保存すること。**

### ②（工事の発注者から充填回収業者へのフロン類引渡しを受託した場合） **フロン類の回収を充填回収業者に依頼すること。**

### ③フロン類が回収されていることを確認し、廃棄物・リサイクル業者に 機器を引渡すこと。

**※引取証明書等によりフロン回収済みであることを確認できない  
機器の引渡しは違法。**

- 建物を解体する際には**第一種特定製品が設置されていないことが明らかである場合※**を除き、必ず第一種特定製品があるかを事前に確認する。  
⇒確認した結果は、**書面で発注者に説明**する必要がある。  
⇒書面は工事発注者（原本）と工事元請業者（写し）がそれぞれ**3年間保存**する必要がある。

※ 2020年3月までは、解体する建物に設置されている第一種特定製品のフロン類が回収済みの場合、「設置されていないことが明らか」として事前確認は不要とされていた。  
2020年4月以降は、改正法の施行に伴い、**フロン類回収済みの第一種特定製品しか設置されていない場合であっても事前確認を行う必要がある**こととなった。

# 事前確認書の例

- 事前確認書は、「特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者に交付する書面の記載事項等に関する省令」で規定された事項が記入されていれば様式は問わない。なお、参考様式は環境省ホームページからダウンロード可能。

(別紙：参考様式)

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

**第一種特定製品事前確認結果説明書**

交付年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
※交付の日から 3 年間保存

(特定解体工事発注者)  
氏名又は名称  
住所

(特定解体工事元請業者)  
氏名又は名称  
住所

責任者氏名：  
電話番号：

印

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 42 条第 1 項の規定により、下記の工事において全部又は一部を解体する建築物等における第一種特定製品の設置の有無の確認結果について、下記のとおり説明します。

記

特定解体工事の名称\_\_\_\_\_

特定解体工事の場所\_\_\_\_\_

第一種特定製品（フロン類を使用する業務用冷凍空調機器）の設置の有無	
<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
フロン類回収済み	フロン類未回収
エアコンディショナー	エアコンディショナー
台	台
冷蔵機器及び冷凍機器	冷蔵機器及び冷凍機器
台	台

※以下、発注者と受注者が協議の上、記載  
・フロン類回収済みの機器の引取証明書  
の写しの廃棄物処理業者等への交付  
□発注者が実施 □受注者が実施

※以下、受注者と受注者が協議の上、記載  
・フロン類の回収  
□受注者が実施 □受注者が実施  
・フロン類回収後の引取証明書の写し  
の廃棄物処理業者等への交付  
□受注者が実施 □受注者が実施  
・フロン類の回収等に係る費用  
□当初契約に計上 □設計変更対象

(注意事項)  
・フロン類の回収をせずにみだりに放出した場合、放出をした者が罰せられます。  
・フロン類の回収をせずに第一種特定製品の廃棄等を行うと、廃棄等を行った者(発注者)が罰せられます。  
・廃棄物処理業者等に対して第一種特定製品の引取り等を依頼する際には、引取証明書の写しの交付が必要です。受注者を介して廃棄物処理業者等へフロン類回収済みの機器を引き渡す場合は、引取証明書の写しを受注者に渡す必要があります。提供されない場合には、第一種特定製品の処分を行うことができず、工事の工程及び費用に影響を及ぼすことがあります。

## 記入事項（例）

- 特定解体工事の名称
- 特定解体工事の場所
- 第一種特定製品の設置の有無
  - ありの場合、種別（空調/冷凍冷蔵）の台数
  - なしの場合、その理由



様式はこちらからアクセスできます

(出典：環境省ホームページ [https://www.env.go.jp/earth/earth/24\\_00001.html](https://www.env.go.jp/earth/earth/24_00001.html))

# 特定解体工事時の事前確認について



- **本規定の対象**は、建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する建設工事（解体工事）とされており、ここでいう**解体工事**とは、以下を指す。
  - ① **建築物**の場合 建築物のうち、建築基準法施行令第1条第3号に定める構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す工事
  - ② 建築物以外の**工作物**の場合 建築物以外の工作物の全部又は一部を取り壊す工事
- また、「**第一種特定製品が設置されていないことが明らかなもの**」は、本規定は適用されない。例えば、解体対象が「東屋」のような場合や、鉄塔、煙突、橋梁等の工作物の場合が想定される。
- なお、発注者から既にフロン類を回収した「引取証明書」又はその写しを提示された場合であっても、当該引取証明書又はその写しにおいて回収済みとされる第一種特定製品の台数と、実際に解体現場に設置されている第一種特定製品の台数との不合が最低限必要であること等に鑑み、本規定の適用対象となり、設置の有無についての確認や書面による説明が必要となる。

- その後の流れは、事前確認の結果により異なる。

改正点

- 機器があり、(1) フロン類が回収済みだった場合  
(2) フロン類がまだ回収されていない場合

⇒次頁以降で説明

- 機器がなかった場合
  - 解体する建物に第一種特定製品がなかった場合でも、「機器がなかった」という結果を事前確認書面に記入し、発注者に対して書面で説明する必要がある。
  - また、説明した事前確認書面の写しは3年間保存する必要がある。

## (1) 第一種特定製品があり、フロン類が回収済みの場合



改正点

- 工事元請業者が、フロン類を回収済みの第一種特定製品の処分を委託する場合、工事発注者からフロン類が回収済みであることを示す「**引取証明書**」の写しをもらうこと。

- 廃棄物・リサイクル業者に引取証明書の写しを添えて機器を引き渡すこと。

※引取証明書の写しがないと、その機器の  
フロン類が回収済みであることを  
証明できないため、機器を引渡しできない。

## 引取証明書（例）

## (2) 第一種特定製品があり、フロン類が未回収の場合



- 発注者から、フロン類が未回収の機器の処分を依頼された場合、以下の2種類の方法がある。

改正点

### A) 自分でフロン類の回収を委託

- ・工事の発注者から**委託確認書の交付**を受け、フロン類の回収を充填回収業者に依頼する。
- ・充填回収業者から**引取証明書の写し**をもらい、**3年間保存**。  
**廃棄物・リサイクル業者に廃棄する機器を引き渡すときには、引取証明書の写しを渡す。**

### B) 発注者にフロン類の回収の委託を依頼

- ・工事の発注者に対し、発注者自ら（もしくは第三者に委託して）フロン類の回収を充填回収業者に依頼するよう伝えること。
- ・その後は（1）と同様、工事発注者から**引取証明書の写し**の交付を受け、廃棄物・リサイクル業者に機器とともに渡す。

**A)B)いずれの場合でも、引取証明書の写しがないと、廃棄する機器を引渡しできない**

改正点

- 責務を果たさずフロン類をみだりに放出した場合、  
1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられる。
- また、特定解体工事元請業者は、都道府県の指導監督  
(報告徴収・立入検査等) の対象となつた。

# 参考 改正フロン排出抑制法に係る摘発事案①



- 八王子市解体工事現場において、エアコンに冷媒として充填されているフロンを大気中に放出させたなどとして、警視庁は建物解体業者の代表取締役と社員、自動車販売会社の社員の計3名と、法人としての両社をフロン排出抑制法違反の疑いで2021年11月9日に東京地方検察庁立川支部へ書類送致。
- 改正フロン排出抑制法施行後の事件化は全国初。

## 違反内容

### (1) 自動車販売会社

フロン回収を委託する際に法令で定められた委託確認書を交付しなかった疑い  
法第43条第2項違反（委託確認書不交付）

罰則：第105条第2号の規定により30万円以下の罰金

### (2) 建物解体業者

エアコンに充填されているフロンガスを回収しないまま重機で取り外し、フロンガスを  
大気中に放出させた疑い

法第86条違反（みだり放出）

罰則：第103条第13号の規定により1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

## 警視庁と都の連携

警視庁の通報により都が立入検査を実施、リーケティクターによる現認、現場の大気を採取しフロンのみだり放出を確認、事件化

# 参考 建設・解体業者向けチラシ

**建設・解体業者の皆様へ**

**フロン排出抑制法の改正により  
建物解体時の  
規制が強化されました。**

**2020年  
4月施行**

**フロン排出抑制法の対象となる機器**  
業務用のエアコン・  
冷凍冷蔵機器のうち、  
フロン類が使われているもの



**建設・解体業者**

**やるべきこと**

- ①解体する建物において業務用のエアコン・  
冷凍冷蔵機器の有無を事前確認し、  
その結果を書面で発注者に説明。  
**改正点** その書面の写しを3年間保存。
- ②フロン類の回収を充填回収業者に依頼。  
(工事の発注者から充填回収業者への  
フロン類引渡しを受託した場合)
- ③フロン類が回収されていることを確認し  
廃棄物・リサイクル業者に  
機器を引渡し。

**フロン類をみだりに放出した場合、  
1年以下の懲役 または 50万円以下の罰金**

**工事の発注者**

**改正点** フロン類を未回収のまま行う  
機器廃棄は直接罰の対象。

**違反した場合、  
50万円以下の罰金**

**廃棄物・  
リサイクル業者**

**改正点** フロン類の回収が確認できない  
機器の引取りは禁止。

**違反した場合、  
50万円以下の罰金**



# 参考 建設リサイクル法届出様式



令和3年2月の建設リサイクル法の届出様式改正で新たにフロンの有無について記載する欄が追加された。

建設リサイクル法届出別表2（様式2）（改正後）

別表2		(A4)
建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替) 分別解体等の計画等		
建築物に関する調査の結果	使用する特定建設資材の種類	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及びアスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> アスファルト等
	建築物の状況	築年数_____年、棟数_____棟 その他( )
	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商店 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他 敷地境界との最短距離 約_____m その他( )
		建築物に関する調査の結果
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他( )
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約_____m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他( )
	特定建設資材への付着物 (修繕・模様替工事のみ)	<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無
	他法令関係(修繕・模様替工事のみ)	石綿 (大気汚染防止法・安全衛生法 石綿則) <input type="checkbox"/> 有 特定建設資材への付着( <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ) <input type="checkbox"/> 無
	フロン (フロン排出抑制法) <input type="checkbox"/> 有 (業務用エアコン・冷凍冷蔵機器のうち フロン類が使われているもの) <input type="checkbox"/> 無	
その他		

改正点

有害物質（石綿、フロン）について、届出様式へ記載欄を追加。

記載例

建築物に関する調査の結果

工事着手前に実施する措置の内容

石綿  
(大気汚染防止法・安全衛生法  
石綿則)

- 有  
特定建設資材への付着 (  有  無 )  
 無

関係法令の届出済  
石綿作業主任者を選任済 等

フロン  
(フロン排出抑制法)

- 有  
(業務用エアコン・冷凍冷蔵機器のうち  
フロン類が使われているもの)  
 無

フロン類回収済 等

1. フロンを取り巻く動向
2. 日本におけるフロン対策
3. 建設・解体業者の責務
- 4. 廃棄物・リサイクル業者の責務**
5. まとめ

## 改正点

- 2019年度の法改正により、廃棄物・リサイクル業者は、  
**フロン類の回収等が確認できない第一種特定製品の引取り等は禁止となった。**  
※違反して引取り等を行った場合は直罰の対象となる。
- 具体的には、主に以下の場合で引取が可能。
  - ① **引取証明書の写しを受け取った場合**
  - ② **自らフロン類を回収する場合**
  - ③ **充填回収業者へのフロン類の引渡しを委託された場合**
  - ④ **フロン類が充填されていないことを示す確認証明書の写しを受け取った場合**

# 参考 「第一種特定製品引取等実施者」について



- フロン排出抑制法の対象となる第一種特定製品引取等実施者とは、廃棄等された第一種特定製品の引取り等を行おうとする者を指す。  
※ 「引取り等」には、金属資源等としての無償・有償での引取りを含むが、中古品としての引取りは含まない。
- 第一種特定製品について、商習慣上の下取りを行う場合も、第一種特定製品引取等実施者となる。  
※ 「商習慣上の下取り」とは、新しい製品を販売する際に商慣習として同種の製品で使用済みのものを無償で引取り、収集運搬する下取り行為を指す。

## フロン類の回収等を確認するための書類の交付時期

- 第一種特定製品引取等実施者は、引取証明書の写しの交付等を受けてからでないと機器を引取ることができない。
- このため、第一種特定製品を廃棄しようとするもの（廃棄等実施者）は、廃棄物・リサイクル業者に機器を引き渡す際には、引取証明書の写し等を交付する必要がある。
- 交付の手段は、自ら直接書面を交付すること、他人を通じて交付すること、ファクシミリ又は電子メール等により交付すること等いずれの方式でも可能だが、最終的に機器が廃棄物・リサイクル業者のもとに届いた際に、上記書類が交付されている必要がある。

# 第一種特定製品の引取りが可能なケース（1／2）



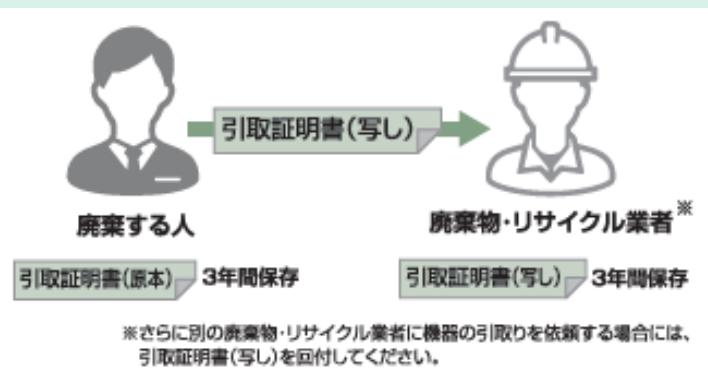
①

## 引取証明書の写しを受け取った場合

充填回収業者が交付する「**引取証明書**」の写しが機器に添えられており、**フロン類が回収済みであることを確認できる場合**は引取り可能。

引取証明書の写しは、**3年間保存**する必要がある。

※ 更に別の廃棄物・リサイクル業者に機器の引取りを依頼する場合、引取証明書の写しを回付して引き渡す。

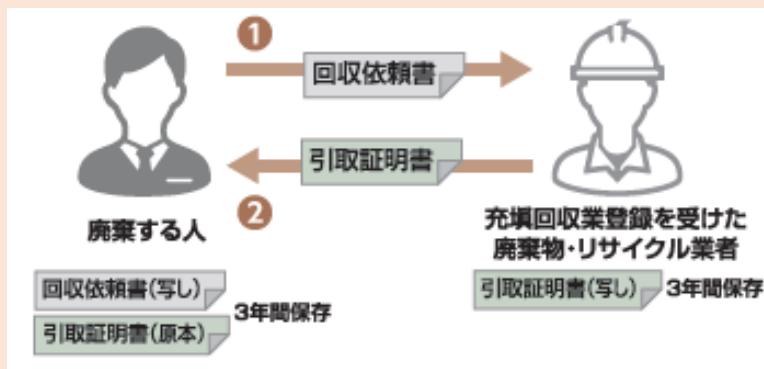


②

## 自らフロン類を回収する場合

充填回収業者登録を行っている場合、**自らフロン類の回収の依頼を受けることも可能**。このとき、管理者が交付する、フロン類の「**回収依頼書**」が機器に添えられている必要がある。

※ このとき、フロン類回収後に管理者（廃棄等実施者）に対して「**引取証明書**」の原本を交付するとともに、**引取証明書の写しを3年間保存**すること。



③

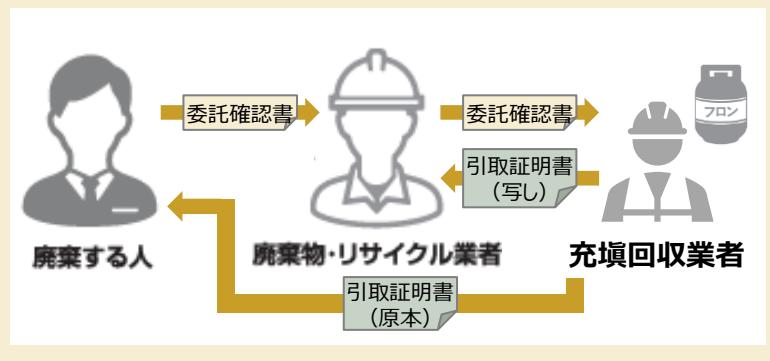
## 充填回収業者へのフロン類の引渡しを委託された場合

①②以外の場合であっても、管理者（廃棄等実施者）から、フロン類の充填回収業者への引渡しを依頼され、「**委託確認書**」の交付を受けた場合は引取り可能。  
この場合、フロン類の回収を委託した充填回収業者から「**引取証明書**」の写しの交付を受ける。

④

## フロン類が充填されていないことを示す**確認証明書**の写しを受け取った場合

充填回収業者が交付する、フロン類がその機器に充填されていないことを確認する「**確認証明書**」の写しが機器に添えられており、フロン類が充填されていないことを確認できる場合は引取り可能。



※ 上記以外では、都道府県知事がやむを得ない場合として認め、都道府県知事が認める者から第一種特定製品の引取りの依頼を受けた場合も引取り可能。

- フロン類の回収が確認できない機器を引き取った場合、  
**50万円以下の罰金**が科せられる。
- また、**第一種特定製品を取扱う廃棄物・リサイクル業者**は、**都道府県の指導監督（報告徴収・立入検査等）**の対象となる。
- フロン類をみだりに放出した場合、**1年以下の懲役または50万円以下の罰金**に処せられる。

# 参考 改正フロン排出抑制法に係る摘発事案②



- 東京都町田市の金属買取業者A社が、業務用エアコン内のフロン類が回収されたことを確認せずに機器を引き取り、重機で破壊した結果、フロン類を大気中に放出させたなどとして、2022年11月、警視庁はA社の代表取締役とその社員等計4名をフロン排出抑制法違反の疑いで逮捕。同法違反容疑の逮捕者は全国初。
- さらに、当該業務用エアコンを引き渡した者など計4名及び被疑法人2社を書類送致。

金属買取業者A社がフロン類を大気中に放出させる様子



当該業務用エアコン



画像出典：警視庁提供

# 参考 廃棄物・リサイクル業者向けチラシ

**廃棄物・リサイクル業者の皆様へ**

フロン排出抑制法の改正(2020年4月1日施行)により  
フロン類の回収が確認できない機器の  
**引取りは禁止されました。**

違反した場合には**50万円以下の罰金**が科せられます。

**対象となる機器**  
業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうち、フロン類が使われているもの



引取証明書(写し)でフロン類が回収済みであることを確認したとき  
または  
充填回収業者として自らフロン類を回収するとき  
は引き取ることができます。

**対象とならない機器**



※カーエアコンは自動車リサイクル法、家庭用製品は家電リサイクル法の対象です。

**Q** 具体的にどういった場合に対象機器の引取りが可能ですか?

**A** 主に以下の場合に引取りが可能です。

**①引取証明書を受け取った場合**      **②自らフロン類を回収する場合**



**Q** 家庭用の製品はどのように処分したらよいでしょうか?

**A** 家電リサイクル法等に従い、フロン類を回収してください。  
※廃棄物処理法によって、処理基準上フロン類の回収が義務づけられています。

**Q** 可燃性冷媒のノンフロン機器はどのように処分したらよいでしょうか?

**A** 冷媒回収の義務はありませんが、機器処分の際には火災等に十分気をつけてください。

**フロン類は強力な温室効果ガスです!**  
フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100~10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。  
[フロン法ポータルサイト](http://www.env.go.jp/earth/furon/) 検索 

■お問い合わせ先  
 都道府県のフロン排出抑制法担当部局 <http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>  
 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室 TEL:03-3581-3351 (内線6753)  
 経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室 TEL:03-3501-1511 (内線3711)

- 1. フロンを取り巻く動向**
- 2. 日本におけるフロン対策**
- 3. 建設・解体業者の責務**
- 4. 廃棄物・リサイクル業者の責務**
- 5. まとめ**

## Q. 次の説明は正しいか。

解体工事に伴って排出された第一種特定製品に、  
明らかにフロン類が入っていなかつたため、  
廃棄物処理業者にはそのことを口頭で伝え、  
そのまま機器だけを引き取ってもらった。

A.

### Q. 次の説明は正しいか。

第一種特定製品の管理者から、  
「機器を廃棄したい。フロン類は回収済みだが  
引取証明書の写しは後で渡すので、  
先に機器を引き取ってもらいたい」と依頼があった。  
処理するまでに引取証明書の写しを渡すと説明  
されたため先に引き取り、預かっておくことにした。

A.

**建物解体業者は、  
第一種特定製品**

**( がある場合には ／ の有無にかかわらず )**

**事前確認書面を作成・記入し、  
発注者に説明するとともに、  
その写しを\_\_\_\_\_年間保存すること。**

**廃棄物・リサイクル業者は、**

**\_\_\_\_\_を証明書等により**

**確認したうえで第一種特定製品を引き取り、**

**引取証明書の写し又は確認証明書の写しを**

**\_\_\_\_\_年間保存※すること。**

# 参考 フロン排出抑制法パンフレット(2023年3月版)



## 守ろうオゾン層 防ごう地球温暖化 フロン類の使用の合理化及び 管理の適正化に関する法律 (フロン排出抑制法)



**フロン管理はあなたの責任！**

業務用の冷凍冷蔵機器やエアコンはフロン類の管理が義務付けられています  
フロン排出抑制法の遵守をお願いします

環境省 経済産業省 國土交通省

- フロン類とは何か
- フロン排出抑制法の全体像
- フロン排出抑制法の対象となる業務用冷凍空調機器の例
- フロン類製造業者、指定製品製造業者向け対策の充実
- 業務用冷凍空調機器の管理者による冷媒管理の徹底
- フロン類の充填、回収、再生、破壊
- 関係者の役割
- フロン排出抑制法の経緯
- フロン排出抑制法に基づく義務及び罰則一覧
- 照会・通報・相談先

- 関連ページ
  - ・ フロン排出抑制法ポータルサイト <https://www.env.go.jp/earth/furon/>
  - ・ 環境省HP > フロン排出抑制法 <https://www.env.go.jp/earth/earth/24.html>
- 充填回収業者・引渡受託者・解体工事元請業者・引取等実施者に関する運用の手引き（第3版）  
[https://www.env.go.jp/earth/furon/files/r03\\_tebiki\\_operator\\_rev3.pdf](https://www.env.go.jp/earth/furon/files/r03_tebiki_operator_rev3.pdf)
- フロン排出抑制法QA集（令和2年3月第6版）  
<https://www.env.go.jp/earth/furon/faq/index.html>
- パンフレット、チラシ、説明会資料  
<https://www.env.go.jp/earth/furon/gaiyo/sanko.html>
- 関連法令（三段対照表もあり）  
<https://www.env.go.jp/earth/furon/link/hoki.html>
- YouTube環境省チャンネル – フロン対策（再生リスト）  
フロン排出抑制法の解説動画などを掲載しています。  
<https://www.youtube.com/playlist?list=PL9Gx55DGS7x54tsPiMnUaIQZn48JNqz0r>

# お問い合わせ先



## ■ 第一種特定製品の管理・廃棄等、充填回収業に関して

⇒都道府県のフロン排出抑制法担当の窓口

<https://www.env.go.jp/earth/furon/contact/index.html>

## ■ フロン類使用見通し、指定製品制度、再生業・破壊業その他法制度全体に関して

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室 0570-055-520（平日9:30～18:15）

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室 03-3501-1511（内線：3711）

※ フロン類使用見通しや指定製品制度に関しては経済産業省まで。

## ■ フロン類算定漏えい量報告・公表制度に関して

窓口業務を外部に委託しております。

【令和5年度】 フロン類算定漏えい量報告・公表制度ヘルプデスク

エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ（株）

TEL: 03-6858-3134（平日9:30～17:30）



## Q. 次の説明は正しいか。

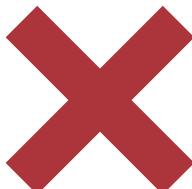
解体工事に伴って排出された第一種特定製品に、明らかにフロン類が入っていなかったため、廃棄物処理業者にはそのことを口頭で伝え、そのまま機器だけを引き取ってもらった。

A.  フロン類の回収が証明できない機器は、廃棄物・リサイクル業者に引き取ってもらえない。  
=引取り不可。

都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者によりフロン類が残っていないことの確認を受け、その結果（確認証明書）が必要になる。

### Q. 次の説明は正しいか。

第一種特定製品の管理者から、  
「機器を廃棄したい。フロン類は回収済みだが  
引取証明書の写しは後で渡すので、  
先に機器を引き取ってもらいたい」と依頼があった。  
処理するまでに引取証明書の写しを渡すと説明  
されたため先に引き取り、預かっておくことにした。

A.  機器を引き取る時点までに、引取証明書の  
写しが廃棄物・リサイクル業者の手元になけ  
れば、フロン類回収が確認できないため、  
引取りができない。

**建物解体業者は、  
第一種特定製品**

**( がある場合には ／ の有無にかかわらず )**  
**事前確認書面を作成・記入し、  
発注者に説明するとともに、  
その写しを 3 年間保存すること。**

廃棄物・リサイクル業者は、  
フロン類が回収済みであることを証明書等により  
確認したうえで第一種特定製品を引き取り、  
引取証明書の写し又は確認証明書の写しを  
3年間保存※すること。

※保存義務違反も罰則の対象となる。